

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

平成二十八年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（平成二十八年度第二部会第三回）

二 開催日時

平成二十八年十二月十五日 午前九時から午前十一時三十分まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇二会議室

四 出席した委員

田中委員、近藤委員、折橋委員

五 議事の概要

1 平成二十八年度諮問第二号事案について、前回審査会において行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第七十五条の規定による審査請求人及び審査庁の口頭意見陳述手続を実施したため、広島県行政不服審査会事務局により口頭意見陳述聴取書の報告を行った。

2 同号事案の審議に当たり、法第七十四条の規定による必要な調査を行ったため、広島県行政不服審査会事務局により当該調査結果の報告を行った。

3 同号事案について、答申に向けた審議を行った。